

再 意 見 書

平成13年6月22日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0003

とうきょうとみなとくにしんばし ちょうめ ばんち ごう
東京都港区西新橋1丁目4番地10号

しゃだんほうじん きょうかい
社団法人 テレコムサービス協会

メールアドレス telesa@mx.mesh.ne.jp

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第103号で公告された第二次答申草案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

1、新たな接続料の導入についての再意見

1-1、定額的な接続料の導入（答申草案69ページ）

（再意見）

- ①. 先の意見書で述べたとおり、電話・ISDN網を利用したインターネット向け接続サービスは、既存インフラの有効活用による低コストのインフラ提供の実現性という面で優れており、インターネットの一般への普及に極めて有効であります。

しかしながら、電話・ISDN網の料金は、電話サービスの歴史的背景から来る従量制料金の影響を強く受けた料金体系が現在も踏襲されており、長時間接続が利用形態の特徴でもあるインターネット向けサービスの料金体系のあり方とは、本質的に馴染まないものといえ、定額的な料金体系の導入が必要であると考えます。

- ②. 利用者が時間・料金を気にすることなく、インターネットを利用できるサービスを広く提供することは「e-Japan 戦略」の早期実現に極めて重要であるといえますが、その実現のカギとなるのが、加入者回線での接続を前提とした定額的な接続料の設定の実現にあると考えます。

公衆網でのアクセスチャージに代表される現在の従量的な接続料に加え、第二種電気通信事業者などの接続専門事業者においても、準定額制を含めた柔軟かつ独自の利用料金設定の実現に必要な定額的な接続料の設定、すなわちキャリアーズレート方式の考え方に基づいた定額的な事業者向け割引料金の設定に関し、その早期実施をあらためて切望いたします。

- ③. さらに、こうした定額的な接続料の導入は、東・西NTT殿が独占する加入者系回線相当部分に対して、第二種電気通信事業者など接続事業者が、新たに東・西NTT殿が現在提供している準定額制の利用者料金のサービス等と同様のサービスを提供できる可能性を担保するために必要な措置であり、サービスベースでの競争が促進されることで、結果として、地域通信市場における競争導入に資するものと考えられるからであります。

1-2、公衆網への事業者向け割引料金の導入

(1) 事業者向け割引料金を設定するサービスの範囲について（答申草案74ページ）

（再意見）

- ①. 先の意見書でも述べたとおり、公衆網における事業者向け割引料金の導入の対象となるサービスの範囲は基本的に全ての公衆網サービスについて導入すべきものと考えます。
- ②. 今後、公衆網サービスにおいても急速なIP化が進展すると予想され、よりインターネットを利用しやすいサービス環境が整うものと思われるが、こうした過渡期においても、公衆網インフラとして電話・ISDN・データ伝送等に使用されてきた既存の伝送媒体が、低コストのインターネット・アクセス向けインフラとしてその役目を果たす意義は大きいものと考えます。

こうした既存インフラの活用、とりわけ公衆網を活用し、常時あるいは長時間のインターネットの利用を前提にした低廉なアクセス手段が提供できることは、高速通信技術の革新とあいまって広帯域インターネットの普及にとって重要であると考えます。

- ③. さらに、音声やデータのIP化による将来の利用形態を考えた場合、今後、電話やISDNなど現行の公衆網サービスの区分そのものは重要な意味を持たなくなることが十分に予想されることから、公衆網を一括りのサービスインフラとして考え、従来のサービス区分にとらわれることなく、広く全ての公衆網サービスについて区別なく事業者向け割引料金を適用していくことが「e-Japan 重点計画」にも示された広帯域インターネットの普及実現にとって重要であると考えます。

(2) 加入者回線における事業者向け割引料金の設定について（答申草案75ページ）

（再意見）

- ①. 先の意見書でも述べたとおり、「接続料」の算定という考え方に照らしたとき、事業者向け割引料金の電話・ISDN（INSネット64）の加入者回線に設定するに際しては、先に接続料規則で定めている帯域透過端末回線伝送機能の接続料（施設設置負担金の支払いを要さない場合にはその相当額を引いたもの）を、事業者向け割引料金として適用すべきであると考えます。
- ②. そもそも事業者向け割引料金は、一般利用者向けと（通信）事業者向けとのコスト差、別の言い方をすると、インフラ（設備の運用管理）部門とサービス（営業）部門とのコスト差に着目して設定する性格のものであり、接続会計の結果に基づいた費用範囲を反映させたものであることが必要と考えます。

帯域透過端末回線伝送機能の接続料については、この費用範囲を反映させた合理的な

ものと見做すことができることから、事業者向け割引料金として適用することが妥当であると考えます。

(3) 早期に導入されるべき事業者向け割引料金について (答申草案76ページ)

(再意見)

- ①. 先の意見書でも述べたとおり、事業者向け割引料金の対象は広範に設定すべきであるが、インターネットの早期普及と利用料低廉化および定額化の導入において、その効果が大きいと考えられるものから、早急に制度化を図り優先的に導入すべきものと考えます。
- ②. 答申草案のとおり、事業者向け割引料金の対象となる料金設定範囲として、(ア)発信側の加入者回線、(イ)ネットワーク部分のすべての通信料(定額制又は従量制あるいはその両方)、(ウ)ネットワーク部分の特定電番向け通信料、(エ)着信側の加入者回線、の4区分があるが、現在、提供サービスの料金設定対象として、東・西NTT殿以外の接続事業者が取り扱っているのは、主に(イ)、(ウ)、(エ)であります。が、インターネットの早期普及と利用料低廉化および定額化の導入において効果があがると考えられる(ウ)と(エ)について、優先して事業者向け割引料金を導入すべきものと考えます。
その導入効果を見ながら、順次、(エ)と(ア)についても導入していくことが適当と考えます。

(4) 事業者向け割引料金の原価対象費用の範囲について (答申草案77ページ)

(再意見)

- ①. 先の意見書でも述べたとおり、専用線あるいは公衆網における事業者向け割引料金の対象費用に関し、サービスベースでの公正な競争条件を確保するうえで不可欠かつ有効な考え方であることから、接続料規則の原則どおり、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差を反映させた割引率を設定すべきものと考えます。
- ②. 第二種電気通信事業者への提供にあたり専用線については、現在、東・西NTT殿の法人営業部門をすべて介しているとの前提に立って費用範囲を定めている。
しかしながら、その一部は、法人営業部門の対応が不要との運用面の実状もあることから、事業者側が法人営業部門の対応の要否を自ら選択して、この費用範囲の差を反映させた割引率が設定されることが原則に即した公正な設定のあり方であると考えます。
- ③. 公衆網では専用線の場合と異なり、法人営業部門による営業は基本的に行なわれていないことから、これを考慮する必要はないと考えられるので、接続料規則の原則どおり、利用者料金と接続料との間の費用範囲の差を忠実に反映させた割引率を設定すべきものと考えます。

- ④. 事業者向け割引料金における割引率の設定に係る適正コストの範囲に関し、「接続」と「非接続」との違いを理由にして、その費用範囲の取扱いについて差別的あるいは競争制限的な不公正な取扱いが行なわれることのないよう、その審議あるいは認可にあたっては慎重な検討を要望いたします。
- ⑤ サービススペースでの公正な競争条件の確保を図るため、「接続ルール」だけに限ることなく、改正・電気通信事業法案の「卸電気通信役務」に係る約款外役務においても、接続料規則と同様な考え方に基づく事業者向け割引料金の提供が公正に行なわれるよう、情報公開も含めた制度の整備を早急に進めていただくことを切望いたします。

2、機能の更なる細分化(アンバンドル化)についての再意見（答申草案89ページ）

■配線区間における細分化（伝送装置を介さない伝送路設備の細分化）

（再意見）

先の意見書でも述べたとおり、配線区間において、饋線点までの光ファイバ化が進んでいる場合、DSLサービス事業者は現行のままであるとサービス提供を断念せざるをえないことになり、既存インフラの有効活用と競争促進の両方の観点からも早急に改善の必要があるので、配線区間でのアンバンドル化の早期実現に向け、東・西NTT殿と具体的な協議ができるよう、RTやコロケーション・スペース等の実態調査を早急に行うよう指導するなど、問題解決に向けた措置を講じるべきであると考えます。

3、その他の事項「回線名義人情報について」の再意見（答申草案107ページ）

（再意見）

先の意見書でも述べたとおり、DSL加入に際し、東・西NTT殿への行政指導の対象となった「回線名義人と申込者名義の一致に関する確認とその手続き」に関する諸問題は、第二種電気通信事業者が「非接続」の形態で「異名義割引サービス」を利用して利用者に提供してきた再販サービスにおいても同様な問題があることから、これについても答申案又は行政指導で示された改善措置の考え方が適用され、早急に改善を図ることをあらためて要望いたします。

以上